

消費税の転嫁拒否等の行為に関する
具体的な事例について
(業種別)



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

H29.3版

公正取引委員会が勧告を行った事件について、業種別に掲載。

業種別

(1) 建設業	2
(2) 製造業	5
(3) 情報通信業	7
(4) 運輸業	11
(5) 卸売業	13
(6) 小売業	15
(7) 不動産業	21
(8) 学校教育・教育支援業	27
(9) その他	31

(1) 建設業

○ アサヒグローバル(株)等に対する勧告

アサヒグローバル（株）及びアサヒグローバル三重（株）（特定事業者）
⇒ 住宅の建築工事業を営む法人事業者

違反行為の概要

- 1 アサヒグローバル及びアサヒグローバル三重は、それぞれ、個人事業者又は資本金の額が3億円以下である法人事業者に対し、大工工事等を請け負わせている。
- 2 アサヒグローバル及びアサヒグローバル三重は、それぞれ、平成25年10月1日から平成26年3月31日までの期間に請負契約を締結して、平成26年4月1日以後に引渡しを受けた大工工事等の代金について、平成26年4月1日に引き上げられた消費税率が適用される場所、請負業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに支払った。
- 3 大工工事等の代金を、通常支払われる対価に比べ低く設定。
- 4 なお、公正取引委員会の調査を契機として、大工工事等の代金を消費税率の引上げ分を上乗せした額まで引き上げ、当該引上げ分相当額を請負業者に支払う原状回復を勧告日前に終了した。

公正取引委員会による 勧告・公表

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段（買ったたき）の規定に違反するとして、平成27年4月2日、以下の対応を求める勧告を行い、同日その旨を公表。

<勧告の内容>

- 今後、消費税の転嫁を拒むことのないよう、自らの役員及び従業員に本勧告の内容について周知徹底すること
- 消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うこと

など

○ (株)松下サービスセンター等に対する勧告

株式会社松下サービスセンター及び株式会社APサービスセンター（特定事業者）
⇒ 住宅等の建築リフォーム工事業等を営む法人事業者

違反行為の概要

- 1 松下サービスセンター及びAPサービスセンター（以下「2社」という）は、サイディング工事を個人である事業者又は資本金が3億円以下である事業者に継続して請け負わせている。
- 2 2社は、平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間に発注し、平成26年4月1日以後に引渡しを受けたサイディング工事の工事代金について、消費税率の引上げ分を上乗せせずに支払った。
- 3 2社は、平成26年4月1日以後に発注したサイディング工事の工事代金についても、消費税率の引上げ分を上乗せせずに支払った。
- 4 なお、公正取引委員会の調査を契機として、サイディング工事の工事代金を消費税率の引上げ分を上乗せした額まで引き上げ、当該引上げ分相当額を工事業者に支払う原状回復を勧告日前に終了した。

公正取引委員会による 勧告・公表

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段（買ったたき）の規定に違反するとして、平成28年8月31日、以下の対応を求める勧告を行い、同日その旨を公表。

<勧告の内容>

- 今後、消費税の転嫁を拒むことのないよう、自らの役員及び従業員に本勧告の内容について周知徹底すること
- 消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うこと

など

(2) 製造業

○ (株)東光高岳に対する勧告

株式会社東光高岳（特定事業者）

⇒ 電力機械器具等の製造販売等を営む法人事業者

違反行為の概要

- 1 東光高岳は、個人事業者又は資本金の額が3億円以下の法人事業者に対し、電力量計の取替工事を継続して委託している。
- 2 東光高岳は、平成26年4月1日以後の電力量計の取替工事の委託料（消費税込）について、消費税率の引上げ分を上乗せせずに支払った。
- 3 取替工事の委託料を、通常支払われる対価に比べ低く設定。
- 4 なお、公正取引委員会の調査を契機として、取替工事の委託料を消費税率の引上げ分を上乗せした額まで引き上げ、当該引上げ分相当額を委託先事業者を支払う原状回復を勧告日前に終了した。

公正取引委員会による勧告・公表

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段（買いたたき）の規定に違反するとして、平成28年1月20日、以下の対応を求める勧告を行い、同日その旨を公表。

<勧告の内容>

- 今後、消費税の転嫁を拒むことのないよう、自らの役員及び従業員に本勧告の内容について周知徹底すること
- 消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うこと

など

(3)情報通信業

○ 東映アニメーション(株)に対する勧告

東映アニメーション(株) (特定事業者)

⇒ アニメーションの製作事業等を営む法人事業者

違反行為の概要

- 1 東映アニメーションは、アニメーションの原画、動画等の制作業務を行う事業者と業務委託契約を締結し、継続してアニメーションの原画、動画等の制作業務を委託。
- 2 東映アニメーションは、当該業務の委託料を消費税を含む額で定めている個人事業者（以下「本件事業者」という。）に対し、平成26年4月1日以後の委託料について、消費税率の引上げ分を上乗せせずに同年9月分まで支払った。
- 3 委託料を、通常支払われる対価に比べ低く設定。
- 4 なお、公正取引委員会の調査を契機として、業務委託料の額を消費税率の引上げ分を上乗せした額まで引き上げ、当該引上げ分相当額を本件事業者に支払う原状回復を勧告日前に終了した。

公正取引委員会による勧告・公表

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段（買ったたき）の規定に違反するとして、平成26年12月17日、以下の対応を求める勧告を行い、同日その旨を公表。

<勧告の内容>

- 今後、消費税の転嫁を拒むことのないよう、自らの役員及び従業員に本勧告の内容について周知徹底すること
- 消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うこと

など

○ (株)主婦と生活社に対する勧告

(株) 主婦と生活社 (特定事業者)

⇒ 雑誌等の出版業を営む法人事業者

違反行為の概要

- 1 自社が販売する雑誌等に掲載する原稿，写真等の作成又は編集，校正等の業務を，個人事業者又は資本金の額が3億円以下の法人事業者に委託している。
- 2 前記1の事業者のうち，委託料を消費税を含む額で定めているもの（以下「本件事業者」という。）に対し，平成26年4月1日以後に供給を受けた業務の委託料について，消費税率の引上げ分を上乗せせず，同年3月31日までと同額の委託料を平成27年4月30日までに供給を受けた業務について支払った。
- 3 委託料について，通常支払われる対価に比べ低く設定。
- 4 なお，公正取引委員会の調査を契機として，委託料を消費税率の引上げ分を上乗せした額まで引き上げ，当該引上げ分相当額を本件事業者に支払う原状回復を開始し，勧告日前に終了した。

公正取引委員会による勧告・公表

公正取引委員会は，消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段（買ったたき）の規定に違反するとして，平成27年7月9日，以下の対応を求める勧告を行い，同日その旨を公表。

<勧告の内容>

- 今後，消費税の転嫁を拒むことのないよう，自社の役員及び職員に本勧告の内容について周知徹底すること
- 消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど組織体制の整備を行うこと

など

○ (株)帝国データバンクに対する勧告

(株)帝国データバンク(特定事業者)

⇒ 企業の信用調査、企業情報の提供等を行う法人事業者
※中小企業庁長官からの措置請求案件

違反行為の概要

- 1 帝国データバンクは、企業信用調査等業務について、個人である事業者と業務委託契約を締結し、継続して委託。
- 2 帝国データバンクは、企業信用調査等業務の作業内容ごとの報酬単価(消費税込)に調査完了企業数等乗じて算出した額及び自社商品の販売代金の回収額に応じて算出した勧誘手数料(消費税込)を合計した額を企業信用調査等業務の委託料としている。
- 3 帝国データバンクは、平成26年4月1日以後の委託料について、消費税率引上げ分を上乗せせず支払った。
- 4 なお、委託料について、平成28年12月9日までに、消費税率引上げ分に相当する額を上乗せした額まで引き上げ、平成26年4月1日に遡って当該引上げ分相当額を支払う原状回復を勧告日前に終了した。

公正取引委員会による勧告・公表

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段(買いたたき)の規定に違反するとして、平成29年3月9日、以下の対応を求める勧告を行い、同日その旨を公表。

<勧告の内容>

- 今後、消費税の転嫁を拒むことのないよう、自社の役員及び従業員に本勧告の内容について周知徹底すること
- 消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど、社内体制の整備を行うこと

など

(4)運輸業

○ (株)Q配サービスに対する勧告

株式会社Q配サービス（特定事業者）

⇒ 貨物利用運送事業・貨物軽自動車運送事業等を営む法人事業者

違反行為の概要

- 1 Q配サービスは、荷主から請け負った配送業務を個人事業者又は資本金の額が3億円以下の事業者に対し継続して委託している。
また、個人事業者又は資本金の額が3億円以下である事業者等（賃貸人）と賃貸借契約を締結し、事業所、駐車場等を賃借している。
- 2 Q配サービスは、配送業務の委託料を消費税を含む額で定められているもののうち、一部のものに対し、平成26年4月1日以後に供給を受けた配送業務の委託料（消費税込）について、消費税率の引上げ分を上乗せせずに支払った。
また、平成26年4月分以後の事業所、駐車場等の賃料（消費税込）について、消費税率の引上げ分を上乗せせずに支払った。
- 3 配送業務の委託料及び事業所、駐車場等の賃料を、通常支払われる対価と比べ、低く設定。
- 4 なお、公正取引委員会の調査を契機として、事業所、駐車場等の賃料については、消費税率の引上げ分を上乗せした額まで引き上げ、当該引上げ分相当額を賃貸人に支払う原状回復を勧告日前に終了した。

公正取引委員会による 勧告・公表

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段（買ったたき）の規定に違反するとして、平成28年6月16日、以下の対応を求める勧告を行い、同日その旨を公表。

<勧告の内容>

○対象の委託料を、平成26年4月1日に遡って、速やかに消費税率の引上げ分を上乗せした額まで引き上げ、当該引上げ分相当額を支払うこと

○ 消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うこと

など

(5) 卸売業

○ 山佐産業(株)に対する勧告

山佐産業（株）（特定事業者）

⇒ パチンコホール等の遊技場にスロットの販売等を行う法人事業者

違反行為の概要

- 1 山佐産業は、スロットの販売等を行う事業者（以下「販売代理店」という。）と業務委託契約を締結し、継続してスロットの販売等の業務を委託。
- 2 山佐産業は、販売代理店に対し、平成26年4月1日以後の業務委託手数料（消費税込）について、消費税率の引上げ分を上乗せせずに同年8月分まで支払った。
- 3 業務委託手数料を、通常支払われる対価に比べ低く設定。
- 4 なお、公正取引委員会の調査を契機として、業務委託手数料の額を消費税率の引上げ分を上乗せした額まで引き上げ、当該引上げ分相当額を販売代理店に支払う原状回復を勧告日前に終了した。

公正取引委員会による勧告・公表

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段（買ったたき）の規定に違反するとして、平成26年10月22日、以下の対応を求める勧告を行い、同日その旨を公表。

<勧告の内容>

- 今後、消費税の転嫁を拒むことのないよう、自らの役員及び従業員に本勧告の内容について周知徹底すること
- 消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うこと

など

(6) 小売業

○ (株)JR東日本ステーションリテイリングに対する勧告

(株)JR東日本ステーションリテイリング(特定事業者)

⇒ 東日本旅客鉄道(株)の東京駅・品川駅等の駅構内等の店舗(「エキュート」等)において、食料品、衣料品、雑貨等を販売する**大規模小売事業者**

違反行為の概要

1 平成25年10月、消費税率の引上げに伴う売上高の減少を防止するため、納入業者と相談することなく、「エキュート」5店舗での販売促進企画の実施を独自に決定。

<販売促進企画の概要>

名称	実施期間	対象	内容	想定例(平成26年3月31日まで1050円(税抜1000円)の商品)
生活応援バザール	平成26年4月1日～14日	全ショップ 1商品以上	3%以上の値引き	既存の商品について、内容を変更することなく、税込価格を据置き(1050円(税抜972円))
クオリティブライスカンパーン	平成26年4月15日～6月30日	全ショップ 1商品程度	3～5%程度のお得感を感じる新価格商品の投入	既存の商品について、税抜価格を変更せずに(1080円(税抜1000円))、内容量を増量

2 平成25年11月・12月、全ての納入業者(161社)に対して、会議の席上、文書を配布の上、販売促進企画の参加を要請。

3 販売促進企画の対象商品の仕入価格を、通常支払われる仕入価格に比べ3%程度低く設定。

公正取引委員会による勧告・公表

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段(買いたたき)の規定に違反するとして、平成26年4月23日、以下の対応を求める勧告を行い、同日その旨を公表。

<勧告の内容>

○仕入価格の引下げ額に相当する額を支払うこと

○消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うこと

など

○ (株)三城に対する勧告

(株)三城(特定事業者)

⇒ 「パリミキ」等の店舗において、
メガネ、補聴器及びコンタクトレンズ等を販売する**大規模小売事業者**

違反行為の概要

- 1 メガネ等を販売する店舗として使用するため、商業施設を所有する事業者と賃貸借契約を締結。
- 2 賃貸借契約を締結した事業者のうち127名の事業者(以下「本件賃貸人」という。)については、賃料の月額を消費税を含む金額で契約。
- 3 平成26年4月1日からの消費税率の引上げに対応するため、本件賃貸人に対して支払う賃料について、消費税率の引上げ分を上乗せせず、据え置くことを決定し、平成25年10月下旬に、本件賃貸人に対して文書でその旨を通知。
- 4 本件賃貸人に対して支払う賃料を通常支払われる対価に比べ低く設定。

公正取引委員会による勧告・公表

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段(買いたたき)の規定に違反するとして、平成26年6月12日、以下の対応を求める勧告を行い、同日その旨を公表。

<勧告の内容>

○対象の賃料を、平成26年4月1日に遡って、速やかに消費税率の引上げ分を上乗せした額まで引き上げ、当該引上げ分相当額を支払うこと

○消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うこと

など

○ コカ・コーラウエスト(株)等に対する勧告

コカ・コーラウエスト（株）及び西日本ビバレッジ（株）（特定事業者）
⇒ 自動販売機による清涼飲料水等の小売業を営む**大規模小売事業者**

違反行為の概要

- 1 コカ・コーラウエスト及び西日本ビバレッジ（以下「2社」という。）は、それぞれ、自動販売機により、清涼飲料水等を販売しているところ、自動販売機の設置場所を提供している事業者に対し、販売手数料を支払っている。
- 2 2社は、それぞれ、清涼飲料水等1個当たりの手数料単価を定額等で定め、当該手数料単価に基づき販売手数料を算出している。
- 3 2社は、それぞれ、手数料単価を定額で定めている事業者の一部に対し、平成26年4月1日以後の手数料単価を据え置くことにより、販売手数料について消費税率の引上げ分を上乗せせずに支払っている。
- 4 販売手数料を、通常支払われる対価に比べ低く設定。

公正取引委員会による勧告・公表

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段（買ったたき）の規定に違反するとして、平成27年3月26日、以下の対応を求める勧告を行い、同日その旨を公表。

<勧告の内容>

- 対象の販売手数料を平成26年4月1日に遡って、速やかに消費税率の引上げ分を上乗せした額まで引き上げ、当該引上げ分相当額を支払うこと
- 消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うこと

など

○ DCMダイキ(株)等に対する勧告

DCMダイキ(株)及び(株)ホームセンターサンコー(特定事業者)

⇒ ホームセンターを経営する**大規模小売事業者**

違反行為の概要

- 1 DCMダイキ及びホームセンターサンコーは、それぞれ自社の店舗の「ダイキ産直市」と称する売場において消費者に販売する野菜等の商品を、農家等の事業者から継続して仕入れている。
- 2 DCMダイキ及びホームセンターサンコーは、それぞれ、野菜等の商品の仕入先事業者のうち、自社に免税事業者である旨の報告をした者(以下「本件事業者」という。)に対し、その仕入代金について、販売価格(税抜価格)から販売手数料相当額を差し引いた額に8%を乗じた額を上乗せせずに定め、平成27年2月末日仕入分まで支払った。
- 3 仕入代金を、通常支払われる対価に比べ低く設定。
- 4 なお、公正取引委員会の調査を契機として、仕入代金について前記2で定めた額に8%を乗じた額を上乗せした額まで引き上げ、当該引上げ分相当額を本件事業者に支払う原状回復を勧告日前に終了した。

公正取引委員会による勧告・公表

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段(買いたたき)の規定に違反するとして、平成27年6月9日、以下の対応を求める勧告を行い、同日その旨を公表。

<勧告の内容>

○今後、消費税の転嫁を拒むことのないよう、自社の役員及び従業員に本勧告の内容について周知徹底すること

○消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うこと

など

○ (株)西松屋チェーンに対する勧告

(株)西松屋チェーン(特定事業者)

⇒ 乳幼児等の衣料品等を販売する大規模小売事業者

※中小企業庁長官からの措置請求案件

違反行為の概要

- 1 西松屋チェーンは、他の事業者と賃貸借契約を締結し、継続して商業施設を店舗等として賃借。
- 2 西松屋チェーンは、店舗等の賃料を消費税を含む額で定めているほとんど全ての賃貸人(以下「本件賃貸人」という。)に対し、平成26年4月分以後の賃料について、消費税率の引上げ分を上乗せせず、同年3月分の賃料と同額の賃料を同年12月分まで支払った。
- 3 賃料について、通常支払われる対価に比べ低く設定。
- 4 なお、公正取引委員会の調査を契機として、賃料を消費税率の引上げ分を上乗せした額まで引き上げ、当該引上げ分相当額を本件賃貸人に支払う原状回復を勧告日前に終了した。

公正取引委員会による勧告・公表

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段(買いたたき)の規定に違反するとして、平成27年6月12日、以下の対応を求める勧告を行い、同日その旨を公表。

<勧告の内容>

○今後、消費税の転嫁を拒むことのないよう、自社の役員及び従業員に本勧告の内容について周知徹底すること

○消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うこと

など

(7) 不動産業

○ 大東建物管理(株)に対する勧告

大東建物管理(株)(特定事業者)
⇒ 不動産賃貸業等を営む法人事業者

違反行為の概要

- 1 大東建物管理は、自らが管理する賃貸物件の清掃等の業務について、個人又は資本金の額が3億円以下の法人事業者と業務委託契約を締結。
- 2 大東建物管理は、業務委託料金の算出に用いる単価(消費税込)について、平成26年4月1日以後消費税率の引上げ分を上乗せせず、同年3月31日までの単価と同額に定め、当該単価に基づき業務委託料金を算出して支払った。
- 3 業務委託料金を、通常支払われる対価に比べ低く設定。
- 4 なお、公正取引委員会の調査を契機として、業務委託料金を消費税率の引上げ分を上乗せした額まで引き上げ、当該引上げ分相当額を委託先事業者に支払う原状回復を勧告日前に終了した。

公正取引委員会による勧告・公表

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段(買いたたき)の規定に違反するとして、平成27年3月19日、以下の対応を求める勧告を行い、同日その旨を公表。

<勧告の内容>

- 今後、消費税の転嫁を拒むことのないよう、自らの役員及び従業員に本勧告の内容について周知徹底すること
- 消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うこと

など

○ (株)コインパークに対する勧告

(株) コインパーク (特定事業者)

⇒ 駐車場事業を営む法人事業者

違反行為の概要

- 1 コインパークは、個人事業者又は資本金の額が3億円以下の法人事業者から駐車場施設を賃借。
- 2 コインパークは、駐車場施設の賃料を消費税を含む額で定めているもののうち、一部のもの（以下「本件賃貸人」という。）に対し、平成26年4月分以後の賃料（消費税込）について、消費税率の引上げ分を上乗せせず、同年3月分の賃料と同額の賃料を平成27年4月分まで支払った。
- 3 賃料について、通常支払われる対価に比べ低く設定。
- 4 なお、公正取引委員会の調査を契機として、賃料を消費税率の引上げ分を上乗せした額まで引き上げ、当該引上げ分相当額を本件賃貸人に支払う原状回復を勧告日前に終了した。

公正取引委員会による勧告・公表

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段（買いたたき）の規定に違反するとして、平成27年6月5日、以下の対応を求める勧告を行い、同日その旨を公表。

<勧告の内容>

○今後、消費税の転嫁を拒むことのないよう、自社の役員及び従業員に本勧告の内容について周知徹底すること

○消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うこと

など

○ (株)穴吹ハウジングサービスに対する勧告

(株) 穴吹ハウジングサービス (特定事業者)
⇒ 駐車場事業等を営む法人事業者

違反行為の概要

- 1 穴吹ハウジングサービスは、個人事業者、資本金の額が3億円以下である法人事業者等から駐車場施設を賃借。
- 2 穴吹ハウジングサービスは、駐車場施設の賃料を消費税を含む額で定めているものに対し、平成26年1月から同年3月までの間に、同年4月分以後の賃料について、消費税率の引上げ分を上乗せせず、同年3月分の賃料と同額にするよう要請。
- 3 賃料について、通常支払われる対価に比べ低く設定。

公正取引委員会による勧告・公表

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段（買いたたき）の規定に違反するとして、平成27年10月2日、以下の対応を求める勧告を行い、同日その旨を公表。

<勧告の内容>

- 対象の賃料を、平成26年4月分に遡って、速やかに消費税率の引上げ分を上乗せした額まで引き上げ、当該引上げ分相当額を支払うこと
- 消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うこと

など

○ アイディホーム(株)に対する勧告

アイディホーム株式会社（特定事業者）

⇒ 戸建住宅の建設・販売等を営む法人事業者

違反行為の概要

- 1 アイディホームは、個人事業者又は資本金の額が3億円以下の法人事業者に対し、大工工事、仮設工事、基礎工事等の建設工事を請け負わせている。
- 2 アイディホームは、
 - ① 平成25年10月1日から平成26年3月31日までの期間に発注し、平成26年4月1日以後に引渡しを受けた建設工事の代金について、平成26年4月1日に引き上げられた消費税率が適用される場所、請負業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに支払った、
 - ② 平成26年4月1日以後に発注した建設工事の代金について、請負業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに支払った。
- 3 建設工事の代金を、通常支払われる対価に比べ低く設定。
- 4 なお、公正取引委員会の調査を契機として、建設工事の代金を消費税率の引上げ分を上乗せした額まで引き上げ、当該引上げ分相当額を請負業者に支払う原状回復を勧告日前に終了した。

公正取引委員会による勧告・公表

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段（買ったたき）の規定に違反するとして、平成27年12月22日、以下の対応を求める勧告を行い、同日その旨を公表。

<勧告の内容>

- 今後、消費税の転嫁を拒むことのないよう、自らの役員及び従業員に本勧告の内容について周知徹底すること
- 消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うこと

など

○ (株)アーネストワンに対する勧告

株式会社アーネストワン（特定事業者）

⇒ 戸建住宅の建設・販売等を営む法人事業者

違反行為の概要

- 1 アーネストワンは、個人事業者又は資本金の額が3億円以下の法人事業者に対し、大工工事、仮設工事、基礎工事等の建設工事を請け負わせている。
- 2 アーネストワンは、
 - ① 平成25年10月1日から平成26年3月31日までの期間に発注し、平成26年4月1日以後に引渡しを受けた建設工事の代金について、平成26年4月1日に引き上げられた消費税率が適用されること、請負業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに支払った、
 - ② 平成26年4月1日以後に発注した建設工事の代金について、請負業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに支払った。
- 3 建設工事の代金を、通常支払われる対価に比べ低く設定。
- 4 なお、公正取引委員会の調査を契機として、建設工事の代金を消費税率の引上げ分を上乗せした額まで引き上げ、当該引上げ分相当額を請負業者に支払う原状回復を勧告日前に終了した。

公正取引委員会による勧告・公表

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段（買いたたき）の規定に違反するとして、平成27年12月22日、以下の対応を求める勧告を行い、同日その旨を公表。

<勧告の内容>

- 今後、消費税の転嫁を拒むことのないよう、自らの役員及び従業員に本勧告の内容について周知徹底すること
- 消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うこと

など

(8) 学校教育 教育支援業

○ (株)トライグループに対する勧告

(株) トライグループ (特定事業者)

⇒ 児童、生徒等を対象とした学習指導事業を営む法人事業者

違反行為の概要

- 1 トライグループは、
 - ・生徒等の家庭を訪問し、学習指導を行う個人事業者（以下「家庭教師」という。）と業務委託契約を締結、
 - ・個別指導（1人の講師が1人の生徒に学習指導を行う）に使用する教室施設のほとんどを、他の事業者（以下「賃貸人」という。）から賃借。
- 2 トライグループは、
 - ・家庭教師に対し、平成26年4月1日以後の委託料金（消費税込）について、消費税率の引上げ分を上乗せせず同年4月分を支払った。
 - ・教室施設の賃料を消費税を含む額で定めている賃貸人の一部に対し、平成26年4月1日以後の賃料について、消費税率の引上げ分を上乗せせず支払った。
- 3 委託料金及び賃料を、通常支払われる対価に比べ低く設定。
- 4 なお、公正取引委員会の調査を契機として、委託料金及び賃料の額を消費税率の引上げ分を上乗せした額まで引き上げ、当該引上げ分相当額を家庭教師及び賃貸人に支払う原状回復を勧告日前に終了した。

公正取引委員会による勧告・公表

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段（買ったたき）の規定に違反するとして、平成26年12月19日、以下の対応を求める勧告を行い、同日その旨を公表。

<勧告の内容>

○今後、消費税の転嫁を拒むことのないよう、自らの役員及び従業員に本勧告の内容について周知徹底すること

○消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うこと

など

○ (株)建築資料研究社に対する勧告

(株) 建築資料研究社 (特定事業者)

⇒ 資格取得対策スクールの運営等の事業を営む法人事業者

違反行為の概要

- 1 建築資料研究社は、資格取得対策スクールの運営等の業務について、個人事業者又は資本金の額が3億円以下の法人事業者と業務委託契約を締結。
- 2 建築資料研究社は、委託先の事業者のうち当該業務の委託料を消費税を含む額で定めているもの（以下「本件事業者」）に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせず、平成26年3月31日までと同額又は同一の算出方法で定めた額の業務委託料を、同年12月締切日に供給を受けた分まで支払った。
- 3 業務委託料について、通常支払われる対価に比べ低く設定。
- 4 なお、公正取引委員会の調査を契機として、業務委託料を消費税率の引上げ分を上乗せした額まで引き上げ、当該引上げ分相当額を本件事業者に支払う原状回復を勧告日前に終了した（このほか、事務所等の賃貸人に対する賃料の買いたたきも行われていたが、勧告日前に原状回復は終了した。）。

公正取引委員会による勧告・公表

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段（買いたたき）の規定に違反するとして、平成27年6月4日、以下の対応を求める勧告を行い、同日その旨を公表。

<勧告の内容>

○今後、消費税の転嫁を拒むことのないよう、自社の役員及び従業員に本勧告の内容について周知徹底すること

○消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うこと

など

○ (株)KATEKYOグループに対する勧告

(株) KATEKYOグループ (特定事業者)

- ⇒ 児童, 生徒等を対象とした学習指導事業を営む法人事業者
- ※中小企業庁長官からの措置請求案件

違反行為の概要

- 1 KATEKYOグループは,
 - ・自社が契約した生徒に対する学習指導業務を, 継続して個人事業者に委託 (以下「本件委託教師」という。) している。
 - ・教室施設等の賃借については, 個人事業者又は資本金の額が3億円以下の法人事業者と賃貸借契約を締結。
- 2 KATEKYOグループは,
 - ・本件委託教師に対し, 平成26年4月1日以後の指導報酬単価 (消費税込) について, 消費税率の引上げ分を上乗せせずに学習指導業務の委託料を算出し支払った。
 - ・教室施設の賃料を消費税を含む額で定めている賃貸人の一部に対し, 平成26年4月分以後の賃料について, 消費税率の引上げ分を上乗せせずに支払った。
- 3 なお, 平成28年8月31日までに, 学習指導業務の委託料及び賃料の額を消費税率の引上げ分を上乗せした額まで引き上げ, 当該引上げ分相当額を家庭教師及び賃貸人に支払う原状回復を勧告日前に終了した。

公正取引委員会による勧告・公表

公正取引委員会は, 消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段 (買ったたき) の規定に違反するとして, 平成28年10月21日, 以下の対応を求める勧告を行い, 同日その旨を公表。

<勧告の内容>

- 今後, 消費税の転嫁を拒むことのないよう, 自らの役員及び従業員に本勧告の内容について周知徹底すること
- 消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うこと

など

(9) その他

○ 吉野家グループ3社に対する勧告

吉野家グループ（㈱吉野家資産管理サービス、㈱北日本吉野家及び㈱中日本吉野家）（特定事業者）
→ 店舗等の賃貸借等の事業又は外食業を営む法人事業者
※中小企業庁長官からの措置請求案件

違反行為の概要

（吉野屋資産管理サービスの例）

- 1 吉野家資産管理サービスは、商業施設を所有する事業者（以下「賃貸人」という。）から飲食店の店舗等を賃借し、飲食店を営む子会社に貸付け。
- 2 平成26年4月・5月分の賃料のうち消費税率の引上げ分を、6月分の賃料から減じて賃貸人に支払った（減額）。さらに、6月分以後の賃料に、消費税率の引上げ分を上乗せしないことを要請（買いたたき）。
- 3 前記「2」以外の賃貸人に対しては、平成26年4月・5月分の賃料については消費税率の引上げ分を上乗せせずに支払い、さらに、6月分以後の賃料についても消費税率の引上げ分を上乗せしないことを要請（買いたたき）。
- 4 なお、公正取引委員会の調査を契機として、減額及び買いたたきに対する原状回復を勧告日前に終了した。

公正取引委員会による勧告・公表

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号前段（減額）及び後段（買いたたき）の規定に違反するとして、平成26年9月24日、以下の対応を求める勧告を行い、同日その旨を公表。

＜勧告の内容＞

- 今後、消費税の転嫁を拒むことのないよう、自らの役員及び従業員に本勧告の内容について周知徹底すること
- 消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うこと

など

○ 山形市（山形市立病院済生館）に対する勧告

山形市（特定事業者）

⇒ 山形市内に「山形市立病院済生館」を設置して、病院事業を行う地方公共団体

違反行為の概要

- 1 山形市立病院済生館では、平成26年度上期の医療材料の納入価格について、価格交渉の際の目標となる目標値を定めて価格交渉を行うこととしていた（妥結した納入価格に消費税率8%相当額を加算。）。
- 2 消費税率の引上げに対応するため、平成26年度上期の医療材料の納入価格を引き下げることとし、平成25年度下期の納入価格から以下の率を乗じた額などを減じて算出した目標値を定めた旨を、平成26年1月、医療材料を納入している納入業者に文書で通知。
 - ・ 特定保険医療材料は1.455%
 - ・ その他の医療材料は1.5%
- 3 医療材料の納入価格を、通常支払われる対価に比べ低く設定。

公正取引委員会による勧告・公表

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段（買ったたき）の規定に違反するとして、平成26年6月17日、以下の対応を求める勧告を行い、同日その旨を公表。

<勧告の内容>

- 医療材料の納入価格について消費税率の引上げ分の一部相当額を減じて定めないこと
- 消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど組織体制の整備を行うこと

など

○ 一般社団法人東京都自転車商防犯協力会に対する勧告

一般社団法人東京都自転車商防犯協力会（特定事業者）

⇒ 東京都の区域において、自転車の防犯登録事業を行う法人事業者

違反行為の概要

- 1 自転車小売業者等に防犯登録業務（自転車に防犯登録シールを貼付する等の業務）を委託。
- 2 平成26年4月1日以後に自転車小売業者等が行う防犯登録業務の委託手数料の額を、同日前のまま据え置くことを決定し、平成26年3月に、自転車小売業者等に対し、その旨を文書で通知。
- 3 自転車小売業者等が行う防犯登録業務の委託手数料の額を、通常支払われる対価に比べ低く設定。

公正取引委員会による勧告・公表

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段（買ったたき）の規定に違反するとして、平成26年6月26日、以下の対応を求める勧告を行い、同日その旨を公表。

<勧告の内容>

○委託手数料の額を、平成26年4月1日に遡って、消費税率の引上げ分を上乗せした額まで引き上げ、当該引上げ分に相当する額を支払うこと

○消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど組織体制の整備を行うこと

など

○ 一般社団法人兵庫県自転車防犯登録会に対する勧告

一般社団法人兵庫県自転車防犯登録会（特定事業者）

⇒ 兵庫県の区域において、自転車の防犯登録事業を行う法人事業者

違反行為の概要

- 1 自転車小売業者等に防犯登録業務（自転車に防犯登録シールを貼付する等の業務）を委託。
- 2 消費税率の引上げに伴い増加する費用の同法人の負担を回避するため、平成26年4月1日以後に自転車小売業者等が行う防犯登録業務の委託手数料の額を、同日前よりも引き下げることと決定し、平成25年12月に、自転車小売業者等に対し、その旨を文書で通知。
- 3 自転車小売業者等が行う防犯登録業務の委託手数料の額を、通常支払われる対価に比べ低く設定。
- 4 なお、公正取引委員会の調査を契機として、委託手数料の額を消費税率の引上げ分を上乗せした額まで引き上げ、当該引上げ分相当額を自転車小売業者等に支払う原状回復を勧告日前に終了した。

公正取引委員会による勧告・公表

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段（買ったたき）の規定に違反するとして、平成26年6月26日、以下の対応を求める勧告を行い、同日その旨を公表。

<勧告の内容>

○今後、特定供給事業者による消費税の転嫁を拒むことのないよう、自らの役員及び職員に本勧告の内容について周知徹底すること

○消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど組織体制の整備を行うこと

など

○ 産業機械健康保険組合に対する勧告

産業機械健康保険組合（特定事業者）

⇒ 健康保険事業及び保健・福祉事業（健康診断、保養施設の運営等）を行う法人事業者

違反行為の概要

- 1 産業機械健康保険組合は、病院又は診療所を営む事業者（健診機関）と健康診断に関する委託契約を締結し、同契約において健康診断の種類ごとに委託料金を設定。
- 2 平成26年4月1日以後の健康診断の委託料金について、消費税率の引上げ分を上乗せしないことを決定し、同年2月下旬に、健診機関（約140事業者）に対して文書で通知。
- 3 健診機関に対して支払う健康診断の委託料金の額を、通常支払われる対価に比べ低く設定。
- 4 なお、公正取引委員会の調査を契機として、委託料金の額を消費税率の引上げ分を上乗せした額まで引き上げ、当該引上げ分相当額を健診機関に支払う原状回復を勧告日前に終了した。

公正取引委員会による勧告・公表

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段（買ったたき）の規定に違反するとして、平成26年8月1日、以下の対応を求める勧告を行い、同日その旨を公表。

<勧告の内容>

- 今後、消費税の転嫁を拒むことのないよう、自らの役員及び職員に本勧告の内容について周知徹底すること
- 消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど組織体制の整備を行うこと

など

○ (株)ルネサンスに対する勧告

(株)ルネサンス(特定事業者)

⇒ フィットネスクラブ, スイミングスクール, テニススクール, ゴルフスクール等のスポーツ施設の運営等の事業を営む法人事業者

違反行為の概要

- 1 ルネサンスは, 自社で運営を行うスポーツ施設の利用者に対してスポーツ指導を行う事業者と業務委託契約を締結。
- 2 消費税率の引上げに対応するため, 免税事業者に該当することを理由として個人事業者(約2,000事業者)の業務委託料について以下のとおり決定し, 平成26年2月上旬に個人事業者に対してその旨を書面で通知。
 - ・スタジオレッスン担当者及びテニス担当者については, 報酬の基準となる額に, 消費税率の引上げ分3%相当額に満たない20円を一律に上乗せ
 - ・パーソナルトレーナーについては, 消費税率の引上げ分を上乗せせずに据置き
- 3 業務委託料を, 通常支払われる対価に比べ低く設定。
- 4 なお, 公正取引委員会の調査を契機として, 業務委託料の額を消費税率の引上げ分を上乗せした額まで引き上げ, 当該引上げ分相当額を個人事業者に支払う原状回復を勧告日前に終了した。

公正取引委員会による勧告・公表

公正取引委員会は, 消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段(買いたたき)の規定に違反するとして, 平成26年7月24日, 以下の対応を求める勧告を行い, 同日その旨を公表。

<勧告の内容>

- 今後, 特定供給事業者による消費税の転嫁を拒むことのないよう, 自らの役員及び従業員に本勧告の内容について周知徹底すること
- 消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うこと

など

○ 住友不動産エスフォルタ(株)に対する勧告

住友不動産エスフォルタ(株) (特定事業者)

⇒ フィットネスクラブ、ゴルフスクール等のスポーツ施設の運営等の事業を営む
法人事業者

違反行為の概要

- 1 住友不動産エスフォルタは、自社で運営を行うスポーツ施設の利用者に対してスポーツ指導を行う個人事業者又は資本金の額が3億円以下の法人事業者(以下「本件事業者」という。)と業務委託契約を締結。
- 2 本件事業者に対し、平成26年4月1日以後の業務委託料について、消費税率の引上げ分を上乗せせず、同年3月31日までの業務委託料と同額の業務委託料を同年10月分まで支払った。
- 3 業務委託料を、通常支払われる対価に比べ低く設定。
- 4 なお、公正取引委員会の調査を契機として、業務委託料の額を消費税率の引上げ分を上乗せした額まで引き上げ、当該引上げ分相当額を本件事業者に支払う原状回復を勧告日前に終了した。

公正取引委員会による勧告・公表

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段(買いたたき)の規定に違反するとして、平成27年1月30日、以下の対応を求める勧告を行い、同日その旨を公表。

<勧告の内容>

○今後、消費税の転嫁を拒むことのないよう、自らの役員及び従業員に本勧告の内容について周知徹底すること

○消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うこと

など

○ (株)広島東洋カーブに対する勧告

(株) 広島東洋カーブ (特定事業者)

⇒ プロ野球の興行, グッズの販売等を行う法人事業者

違反行為の概要

- 1 広島東洋カーブは、直接又は同社の関連会社である株式会社カルピオ（以下「カルピオ」という。）を通じて、納入業者からグッズの供給を受けているところ、納入業者と価格交渉を行い、自らの仕入価格及びカルピオの仕入価格をそれぞれ設定。
- 2 広島東洋カーブは、平成25年10月末頃以後、納入業者に対し、グッズの仕入価格について、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分に相当する額を上乗せしないよう要請。
- 3 仕入価格を、通常支払われる対価に比べ低く設定。
- 4 なお、公正取引委員会の調査を契機として、仕入価格を消費税率の引上げ分を上乗せした額まで引き上げ、当該引上げ分相当額を納入業者に支払う原状回復を勧告日前に終了した。

公正取引委員会による勧告・公表

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段（買ったたき）の規定に違反するとして、平成27年2月26日、以下の対応を求める勧告を行い、同日その旨を公表。

<勧告の内容>

- 今後、消費税の転嫁を拒むことのないよう、自らの役員及び従業員に本勧告の内容について周知徹底すること
- 消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うこと

など

○ アイフル(株)に対する勧告

アイフル(株) (特定事業者)
⇒ 貸金業を営む法人事業者

違反行為の概要

- 1 アイフルは、個人事業者、資本金の額が3億円以下の法人事業者等から商業施設等を店舗等として賃借。
- 2 アイフルは、賃貸人に対し、平成26年4月分以後の賃料等について、以下のとおり要請。

対象	要請
賃料等を税抜価格で定めている賃貸人	税込価格に変更した上で、消費税率の引上げ分を上乗せしないこと
賃料等を税込価格で定めている賃貸人であって、消費税条項(*)を定めているもの	消費税条項を削除した上で、消費税率の引上げ分を上乗せしないこと
賃料等を税込価格で定めている賃貸人であって、消費税条項を定めていないもののうち、消費税率の引上げ分の上乗せについての申出があったもの	消費税率の引上げ分を上乗せしないこと

*消費税条項＝賃貸借契約において消費税率の変更があった場合にはその税率に応じた税込価格を賃料等とする旨の条項

上記の要請を行わなかった賃貸人であって、消費税率の引上げ分の上乗せについての申出がなかったものに対し、平成26年3月分の賃料等と同額の賃料等を同年11月分まで支払った。

- 3 賃料等について、通常支払われる対価に比べ低く設定。
- 4 なお、公正取引委員会の調査を契機として、必要な原状回復を勧告日前に終了した。

公正取引委員会による 勧告・公表

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段（買ったたき）の規定に違反するとして、平成27年3月27日、以下の対応を求める勧告を行い、同日その旨を公表。

<勧告の内容>

- 今後、消費税の転嫁を拒むことのないよう、自らの役員及び従業員に本勧告の内容について周知徹底すること
 - 消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うこと
- など

○ SMBCコンシューマーファイナンス(株)に対する勧告

SMBCコンシューマーファイナンス(株) (特定事業者)

⇒ 貸金業を営む法人事業者

※中小企業庁長官からの措置請求案件

違反行為の概要

- 1 SMBCコンシューマーファイナンスは、個人事業者又は資本金の額が3億円以下の法人事業者(賃貸人)から商業施設等を店舗等として賃借。
- 2 SMBCコンシューマーファイナンスは、平成26年4月分以後の賃料等(消費税込)について、同年3月までに消費税率の引上げ分を上乗せするよう申出を行わなかった賃貸人(以下「本件賃貸人」という。)のうち、
 - ① 平成26年4月以後も申出を行わなかったものに対しては、同年4月分以後の賃料等について
 - ② 平成26年4月以後に申出を行ったものに対しては、申出を反映するまでの賃料等についてそれぞれ、同年3月分の賃料等と同額を支払った。
- 3 賃料等について、通常支払われる対価に比べ低く設定。
- 4 なお、公正取引委員会の調査を契機として、賃料等を消費税率の引上げ分を上乗せした額まで引き上げ、当該引上げ分相当額を本件賃貸人に支払う原状回復を勧告日前に終了した。

公正取引委員会による勧告・公表

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段(買ったたき)の規定に違反するとして、平成27年5月22日、以下の対応を求める勧告を行い、同日その旨を公表。

<勧告の内容>

○今後、消費税の転嫁を拒むことのないよう、自らの役員及び従業員に本勧告の内容について周知徹底すること

○消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うこと

など

○ (株)スーパーホテルに対する勧告

(株)スーパーホテル(特定事業者)
⇒ ホテル業を営む法人事業者

違反行為の概要

- 1 スーパーホテルは、
 - ・自らが運営する一部のホテルの運営管理業務(以下「支配人業務」という。)を個人事業者に継続して委託。
 - ・ホテル建設、税務会計、法律、接客等に関する指導業務等(以下「顧問業務」という。)について、個人事業者に継続して委託。
 - ・朝食用惣菜について、個人事業者又は資本金の額が3億円以下の法人事業者から継続して仕入れ。
- 2 スーパーホテルは、平成26年4月1日以後の
 - ・支配人業務に対する報酬額
 - ・顧問業務に対する定額の顧問料又は顧問単価のうち消費税を含む額で定めたもの
 - ・朝食用惣菜の仕入単価のうち消費税を含む額で定めたものについて、消費税率引上げ分を上乗せせずに定め、当該単価等に基づき算出した額を、それぞれ委託料、顧問料又は仕入代金として支払った。
- 3 なお、公正取引委員会の調査を契機として、平成28年12月27日までに、顧問料及び仕入代金について、消費税率の引上げ分を上乗せした額まで引き上げ、当該引上げ分相当額を支払う原状回復を勧告日前に終了した。

公正取引委員会による勧告・公表

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段(買ったたき)の規定に違反するとして、平成29年2月22日、以下の対応を求める勧告を行い、同日その旨を公表。

<勧告の内容>

○対象の支配人業務に対する委託料を、平成26年4月1日に遡って、速やかに消費税率の引上げ分を上乗せした額まで引き上げ、当該引上げ分相当額を支払うこと

○今後、消費税の転嫁を拒むことのないよう、自社の役員及び従業員に本勧告の内容について周知徹底すること

など

消費税の転嫁拒否等の行為等に係る相談・違反情報の受付窓口等

消費税の転嫁拒否等の行為等に係る相談・違反情報の受付窓口

取引部取引企画課 消費税転嫁対策調査室	東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟	(Tel)03-3581-3379 (Fax)03-3581-5508
北海道事務所 消費税転嫁対策調査室	札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎	(Tel)011-271-8481 (Fax)011-261-1719
東北事務所 消費税転嫁対策調査室	仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎	(Tel)022-217-4260 (Fax)022-261-3548
中部事務所 消費税転嫁対策調査室	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	(Tel)052-961-9493 (Fax)052-971-5003
近畿中国四国事務所 消費税転嫁対策調査室	大阪府中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	(Tel)06-6941-2206 (Fax)06-6943-7214
近畿中国四国事務所 中国支所 消費税転嫁対策調査室	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館	(Tel)082-228-1520 (Fax)082-223-3123
近畿中国四国事務所 四国支所 消費税転嫁対策調査室	高松市松島町1-17-33 高松第2地方合同庁舎	(Tel)087-812-5760 (Fax)087-862-1995
九州事務所 消費税転嫁対策調査室	福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館	(Tel)092-437-2756 (Fax)092-474-5465
内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引室 消費税転嫁対策調査室	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	(Tel)098-866-0034 (Fax)098-860-1110

ホームページ(消費税転嫁対策コーナー)

<http://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/index.html>

消費税 転嫁拒否 相談

検索

